

# 横浜市立中田小学校

## いじめ防止基本方針

平成26年 3月1日策定（令和5年 3月 31日改定）

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### ① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」より

#### ② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わりあいの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

#### ③ 学校教育目標に照らして

『～さわやか笑顔 中田っ子～ 思い合い、ひびきあい、共に生きる力を育てます』  
規範意識や礼儀を大切にすることを道徳の時間のみならず、学校生活全体を通して育て、よりよい人間関係の醸成を目指すことに取り組んでいく

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### ① 委員会の構成員

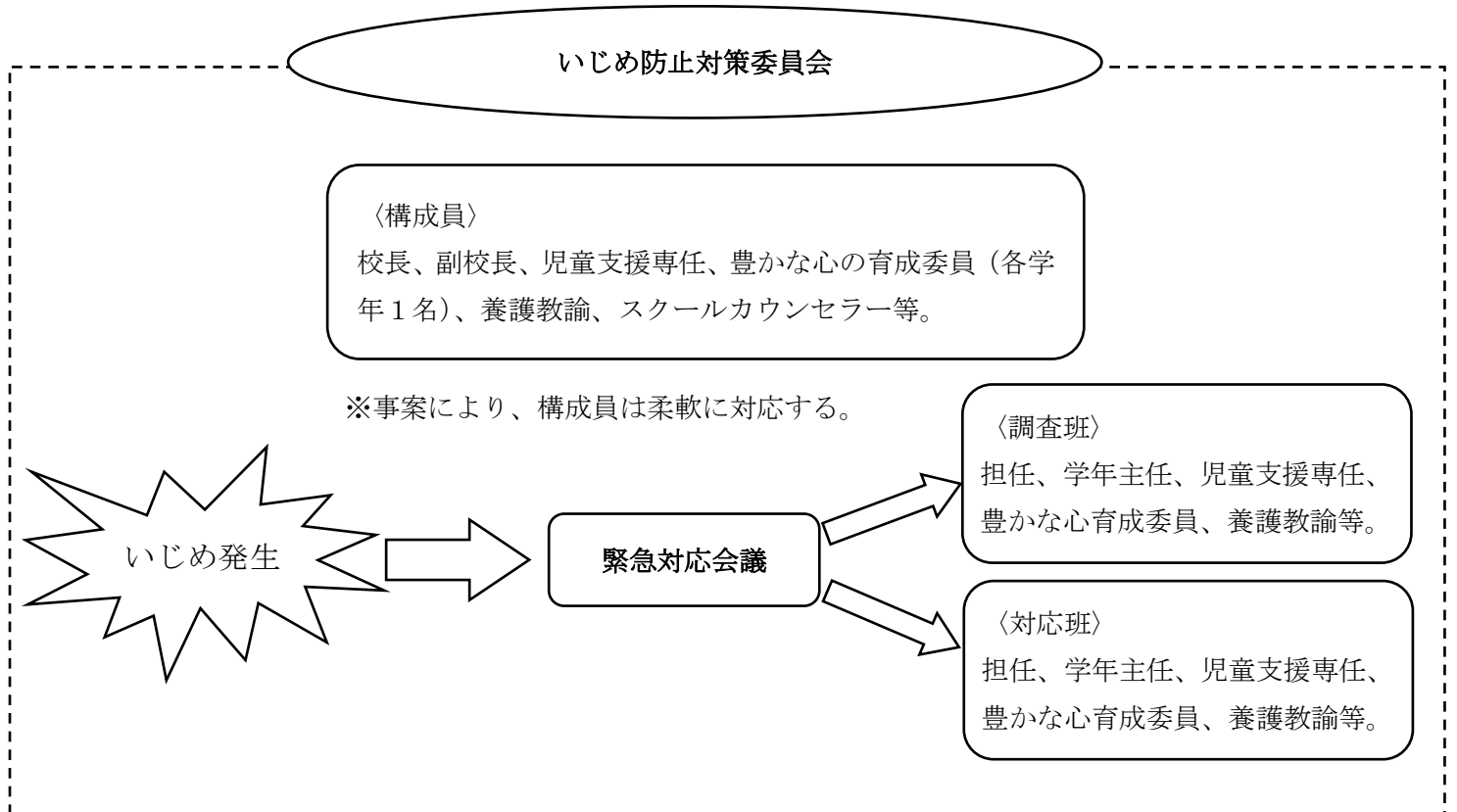
校長、副校長、児童支援専任、各学年1名の児童指導担当、事案により学年主任、養護教諭。  
※なお、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家の参加を求める。

### ② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回、定期的に開催する。いじめ事案を認知した際には、直ちに本委員会を開催し、対応に当たる。

学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

#### 《いじめ防止対策委員会組織》



### ③ 委員会の活動内容

#### いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在および活動を児童及び保護者に周知する。

#### 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

#### 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

- ・「わかる」「できる」を実感できる授業づくりに取り組み、学習への意欲を高め基礎学力の定着を図る。
- ・児童が帰属意識のもてる学級集団を作る。（仲間づくり、自治意識）
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、より良い人間関係を構築する。
- ・人権月間には、学校全体で人権について考える取り組みを行い、児童の人権意識を高める。

### ② いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員の研修。
- ・教職員相互の見守り体制を確立し、情報の共有を徹底する。担任一人で抱え込まない。
- ・y-p アセスメントや児童対象の記名・無記名のアンケート年数回実施し、児童の内面把握に努める。
- ・計画的に教育相談を実施、児童理解に努める。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進。
- ・保護者、地域、学童クラブ等関係機関と連絡を取り合い情報の収集に努める。

### ③ いじめに対する措置

- ・「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し対応方針の決定。

- ・被害児童及び保護者へのケア・支援と同時に、加害児童及び保護者への指導・支援を怠りなく行う。
- ・警察署等関係機関や専門機関と連携することも視野に入れて継続的な支援を行う。

④ いじめの解消の要件・・・少なくとも以下の2つの要件が満たされていること

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員の研修

- ・年間2回以上の児童理解研修やいじめ防止研修を行う。

⑥ いじめ防止等のための学校懇話会、保護者、地域関係及び関係諸機関の活用

- ・子どもの健全育成を期するために設置・開催されている、中田中学校ブロック3校で年二回開催の「三校合同懇話会」等を活用し、いじめの防止や早期発見のための情報交換を行う。

⑦ 取り組みの年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月
いじめ防止対策委員会定例会（毎月1回）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成</li> <li>・新しい学級及び学年内人間関係の把握（旧担任からの引き継ぎ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-P アセスメント（1回目）</li> <li>・児童理解全体会（学校全体の人間関係等について情報交換）</li> <li>・教育相談（希望者）</li> <li>・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-P 結果および学級風土チェックをもとに学年内情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者面談</li> <li>・横浜こども会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任夏季研修に基づく職員研修（1回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業明け教育相談</li> </ul>

10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ防止対策委員会定例会（毎月1回）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に人権に関する職員研修（2回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-P アセスメント（2回目）生活に関するアンケート（記名）実施</li> <li>・Y-P 結果および学級風土チェックをもとに学年内情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名）</li> <li>・人権月間の取り組み。</li> <li>・二者面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年末に向けての人間関係の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（希望者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導情報の次年度への引き継ぎ</li> <li>・いじめ防止対策の見直し</li> </ul>

## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### ② 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校・教育委員会が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

### ③ 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（「疑い」を含む）は、ただちに教育委員会に報告する。

### ④ 事実関係把握のための調査

重大事態発生の際には、事実関係を可能な限り明確にするため、校内委員会や横浜市いじめ問題専門委員会が調査を行う。

### ⑤ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及び保護者に対しては、適切な情報提供を行う。また、いじめを行った児童及び保護者には、適切な説明を行う。調査結果は教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回の点検を行い、必要に応じて組織や取り組みの見直しを行う。